

仕様書番号	R 8 - 6 8 - 1
作成年月日	令和 8 年 9 月 1 1 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

南 1 号庁舎清掃役務

陸上自衛隊武山駐屯地

共 通 仕 様 書

1 適 用

本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「保全共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。また、メーカー取扱要領に指定がある場合及び官側の指示に併せて適用する。

2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、点検保守業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、官側担当者と連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者をいう。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により業務を実施する者をいう。なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。

3 受注者の負担

- (1) 清掃に必要な電気、水道等は、受注者の負担とする。ただし、特記仕様書に記載がある場合を除く。
- (2) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、特記仕様書に記載された支給品とされた衛生消耗品を除く。

4 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために合議し、業務の円滑な遂行を図ること。なお、軽微な変更については、請負金額の増減又は工期の延長はしないものとする。

5 報告書の様式

清掃に関する報告書は、清掃の実施状況が分かるものとし様式は随意とする。

6 関係法令等の遵守

清掃の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

7 業務条件

- (1) 役務期間は令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（までとする）。
- (2) 清掃実施日は、日常清掃は平日（長期休暇間を除く）を基準とし官側の要請により土日祝で実施すること。（土日祝で清掃を実施した場合、翌週のいずれかの平日を代休とする。）、定期清掃は土日祝に実施すること。

なお、時間については、0700～1545（うち1時間休憩時間とする。）を基準とし、細部は相互調整による。

土日出勤日（予定）

開校祭 10月3日～10月4日

体育大会 11月1日

推薦試験 1月9日～1月11日

年頭行事 1月16日

入校予定者見学会 2月7日、3月14日

卒業式 3月20日～3月21日

長期休暇期間（予定）

年末年始休暇 令和8年12月23日（水）～令和9年1月6日（水）

8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業等者の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災及び盗難、その他の事故防止については、受注者の責任で、これを管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設建造物に損傷を及ぼさないように、十分な防護を施すこと。
- (4) 作業等に関し、原則として、火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ、官側の承認を受けるものとし、その取扱に際しては、十分に注意する。
- (5) 作業に関係のない場所及び部屋への出入りは、禁止する。

9 廃棄物の処置等

清掃で発生するごみ、吸い殻等の廃棄物は官側の指定する場所へ集積すること。
細部場所は、別途官側と調整を行う。

10 完了の検査

受注者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度、検査を受けるものとする。

その際、手直しに関する契約工期の延長はしないものとする。

11 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき、以下の書類を提出すること。

- (1) 予定工程表
- (2) 役務日誌
- (3) 打合せ簿
- (4) その他官側が指示したもの

12 写真撮影

- (1) 受注者は、官側の指示に従い、点検保守前・中・後及び作業後に隠蔽になる箇所の写真を工事写真帳(A 4 版)に整理し、官側に 1 部提出すること。
- (2) 材料の写真は、搬入の都度、本点検保守に係る全数量及び規格が分かるように撮影すること。

特 記 仕 様 書

- 1 件 名
南 1 号庁舎清掃役務
- 2 場 所
神奈川県横須賀市御幸浜 1 - 1
- 3 用語の定義
 - (1) 「日常清掃」とは、1 日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
 - (2) 「定期清掃」とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
 - (3) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の床をいう。
 - (4) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
 - (5) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
 - (6) 「木製床」とは、ウレタン樹脂ワニス塗りのフローリングをいう。
 - (7) 「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。
- 3 対象建物及び役務概要
 - (1) 建物名清掃範囲
 - ア 建物名称
南 1 号庁舎
 - イ 清掃範囲
玄関、ホール、廊下、湯沸室、洗面所、便所、内階段、外階段、喫煙所
 - ウ 次に示す部分は清掃を省略できる。
 - (ア) 家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものを除く）があり清掃不可能な部分
 - (イ) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
 - (ウ) 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ官側に指示を受けた場合
 - エ 清掃に必要な機材
清掃で使用する機材等は受注者の負担とする。
- 4 清掃区分
本役務で実施する清掃は、「日常清掃」、「定期清掃」とする。
- 5 作業員
 - (1) 請負者は清掃に従事させる作業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して責任を負う。
 - (2) 官側が不相当と判断した者は不許可とする。
 - (3) 日常清掃の作業員を増員、工程又は減員させる場合は、やむを得ない場合を除き、請負者はその予定日 1 カ月前を基準に官側に通知する。
- 6 役務で使用する器材及び消耗品等
役務で使用する清掃用機材、用具、薬剤等消耗品は、請負者が準備する。
また、事前に施設管理担当者と調整し、承諾された清掃用器材の使用に伴い発生した必要最小限の光熱水料については、官側が負担する。
- 7 清掃実施報告書
日常清掃及び定期清掃の作業員は清掃完了後、日常清掃実施確認表、及び定期清掃完了報告書を官側に提出する。
様式は事前に施設管理担当者に提出し許可を受ける。

8 清掃要領

(1) 日常清掃

ア 実施日

契約日以降の平日（土日祝祭日・長期休暇期間を除く）を基準とし、定期清掃と重複する日については重複箇所を除き実施する。

※長期休暇期間（予定）

年末年始休暇 令和8年12月23日（水）～令和9年1月6日（水）

イ 実施時間

実施時間については、0700～1545（うち1時間を休憩時間とする。）を基準とし、細部は相互調整による。

ウ 実施内容

日常清掃実施要領による。なお、日常清掃における汚れの除去が困難な箇所については、施設管理担当者の許可を受け請負者は定期清掃の実施時に措置を行う。

(2) 定期清掃

ア 実施日

毎月の官側が指定する1日を基準とする。ただし、行事等により実施が困難な場合は相互調整により変更することができる。

イ 実施時間

実施時間については、0800～1645（うち1時間を休憩時間とする。）を基準とし、作業の進捗等により延長が必要となった場合は速やかに官側に報告し、その指示を受ける。

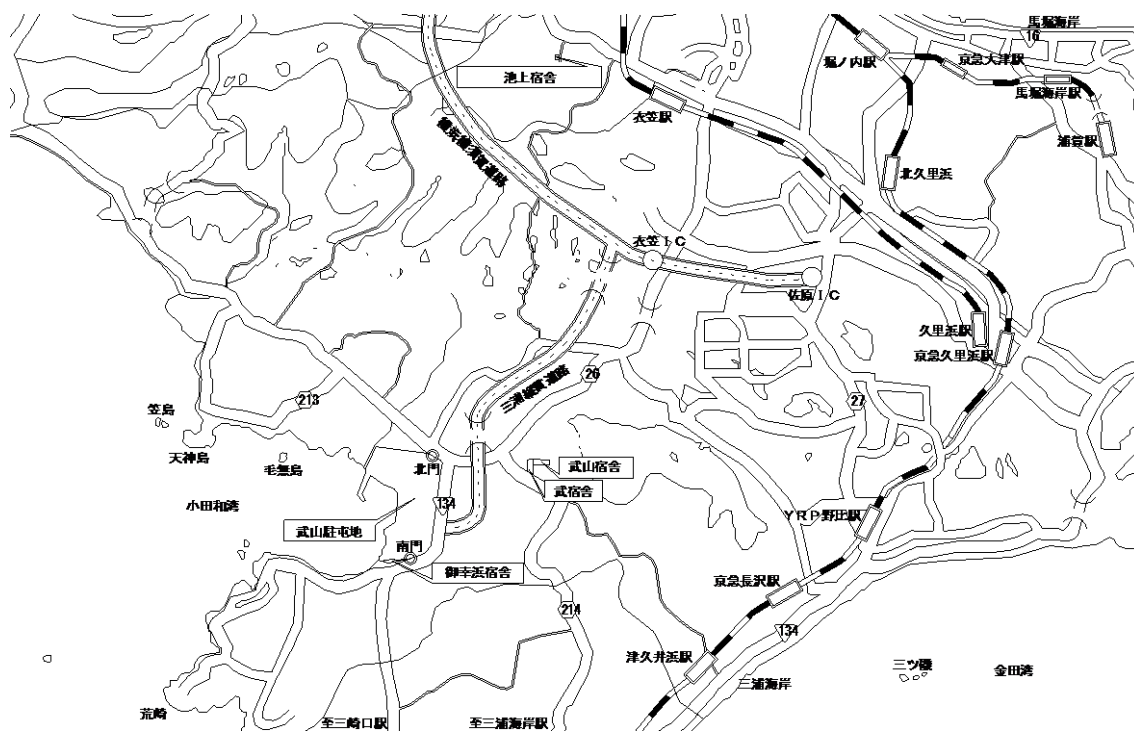
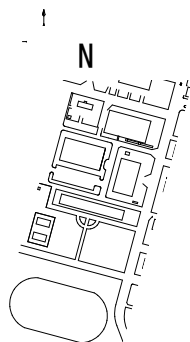
ウ 実施内容

定期清掃実施要領による。

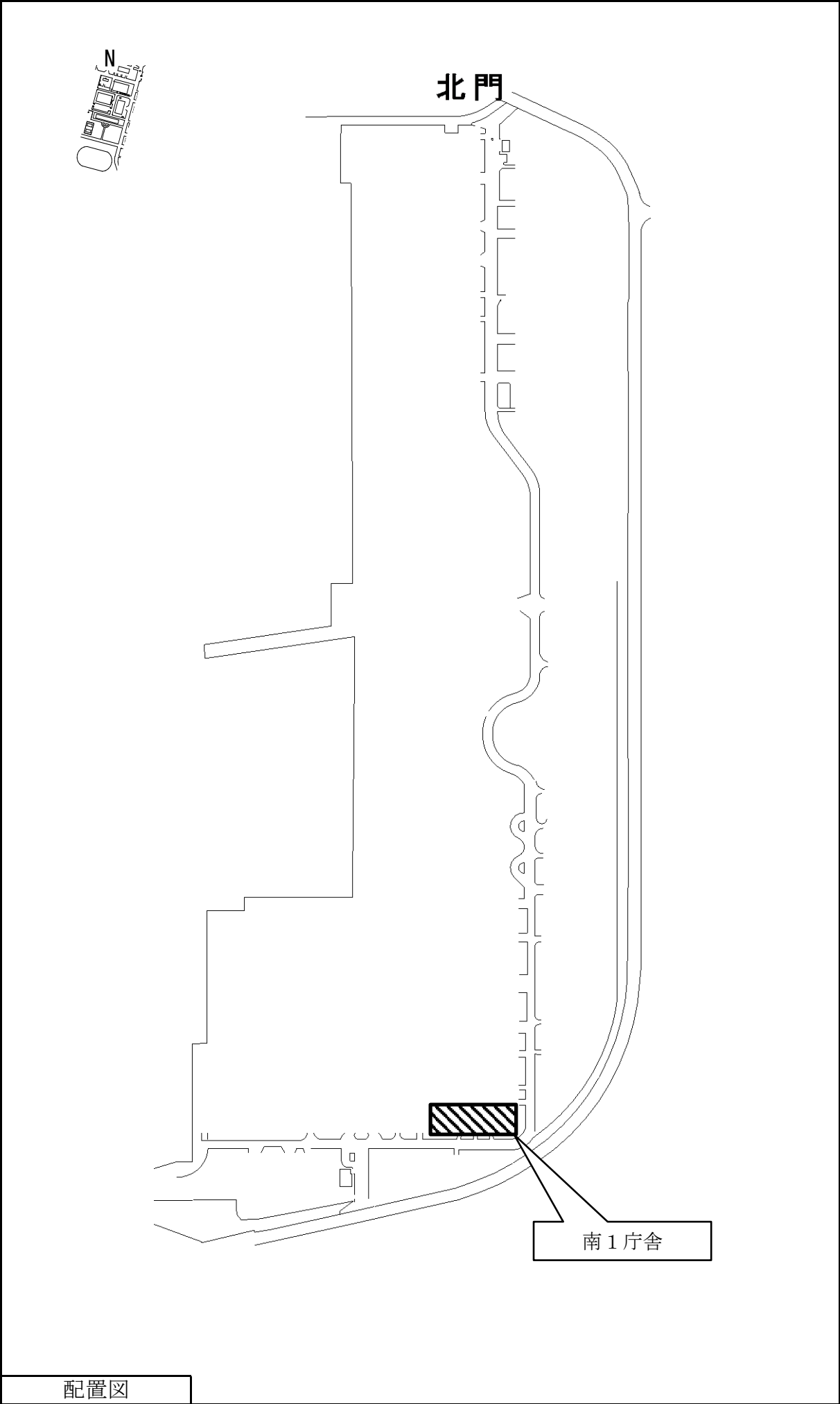
(3) 安全対策の実施

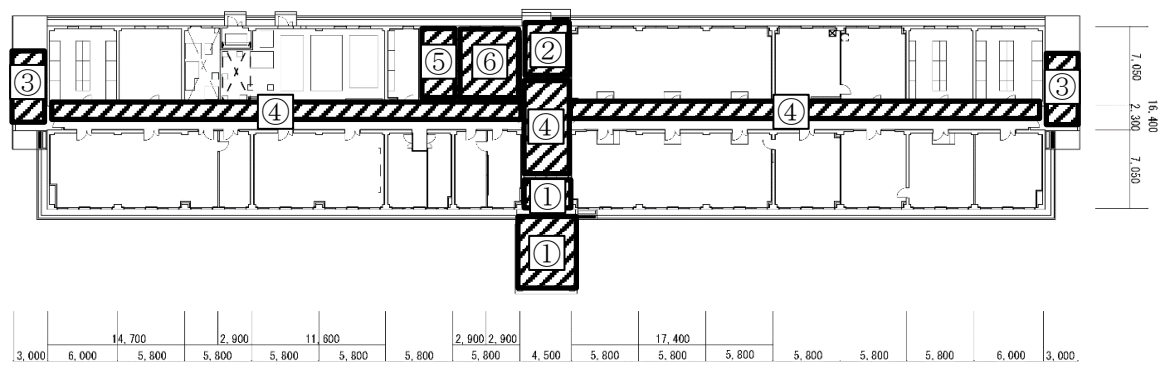
清掃作業に伴い、高所作業等がある場合は、安全対策を行う。

また、作業中転倒の恐れがある作業を行う場合は、作業範囲をカラーコーン等で進入防止対策を行うこと。



案内図

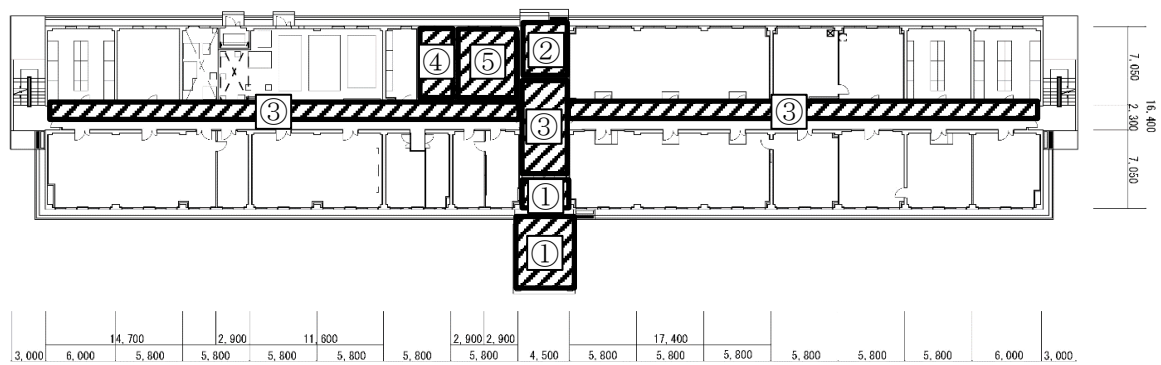




平面図

日常清掃要領

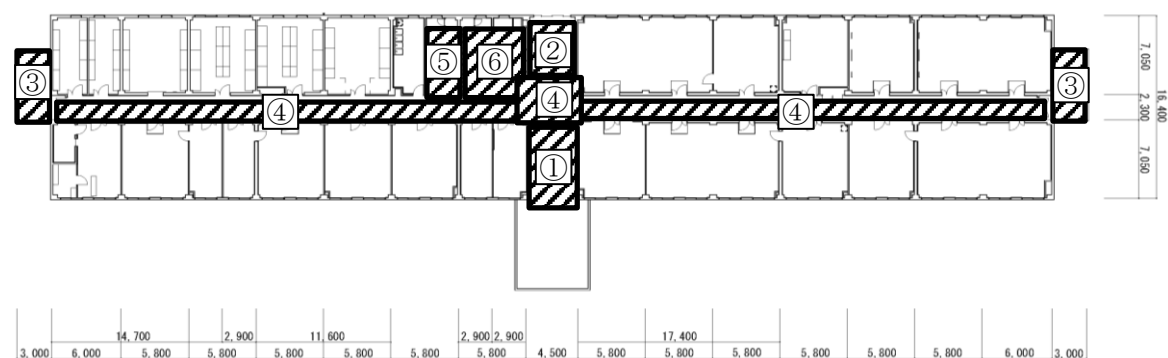
区域	面積 (㎡)	種類	作業内容
①玄関ホール	40.72	硬質床	除塵を行い、汚れの目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
	11.86	扉ガラス	ガラス用洗剤で汚れを除去し、タオル等で汚れを拭き取る。
②中階段	23.10	繊維床	掃除機又はローラー式カーペットクリーナーで清掃する。
		手すり	水拭きした後、乾いたタオルで乾拭きをする。
③外階段	53.99	硬質床	除塵を行い、汚れの目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
④廊下	181.98	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
	10.35	繊維床	掃除機又はローラー式カーペットクリーナーで清掃する。
⑤洗面所及び湯沸室	20.45	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
		流し台	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		排水溝	汚れ及び詰まりを除去する。
⑥便所、シャワー室	40.89	硬質床	除塵を行い、汚れの目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
		便器	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		汚物容器	汚物があれば除去し、タオル等で汚れを拭き取る。
		洗面台、鏡	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		壁	汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。
		排水溝	汚れ及び詰まりを除去する。



平面図

定期清掃要領

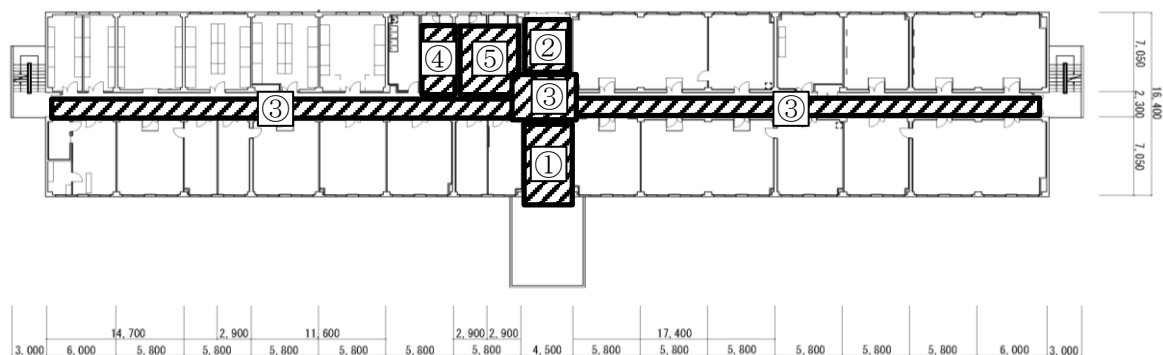
区域	面積 (㎡)	種類	作業内容
①玄関ホール	40.72	硬質床	床面の除塵作業を行い、表面洗浄を実施する。
②中階段	23.10	繊維床	床面の除塵作業を行い、しみ取り剤を用いてしみを除去し、表面洗浄を実施する。
③廊下	181.98	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗浄を実施する。 また、年1回剥離洗浄を実施する。
	10.35	繊維床	床面の除塵作業を行い、しみ取り剤を用いてしみを除去し、表面洗浄を実施する。
④洗面所及び湯沸室	20.45	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗浄を実施する。 また、年1回剥離洗浄を実施する。
⑤便所、シャワー室	40.89	硬質床	床面の除塵作業を行い、表面洗浄を実施する。



平面図

日常清掃要領

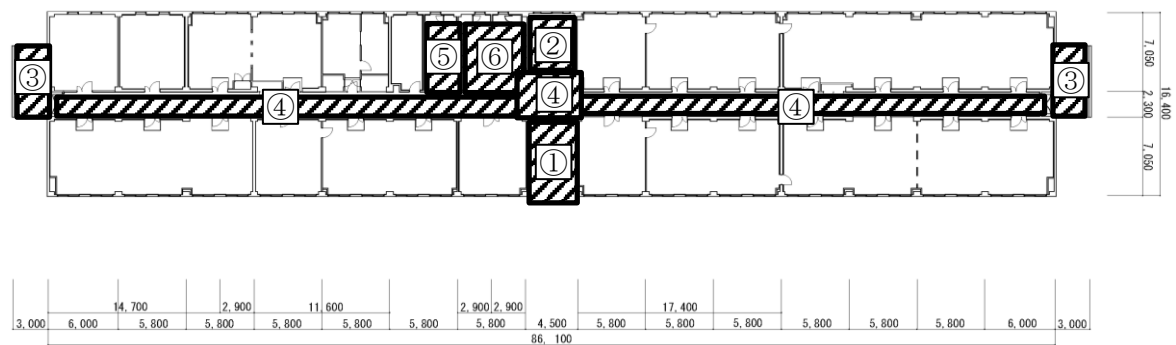
区域	面積 (㎡)	種類	作業内容
①ホール	31.72	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
②中階段	31.72	繊維床	掃除機又はローラー式カーペットクリーナーで清掃する。
		手すり	水拭きした後、乾いたタオルで乾拭きをする。
③外階段	43.96	硬質床	除塵を行い、汚れの目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
④廊下	64.08	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
	128.25	繊維床	掃除機又はローラー式カーペットクリーナーで清掃する。
⑤洗面所及び湯沸室	20.45	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
		流し台	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		排水溝	汚れ及び詰まりを除去する。
⑥便所、シャワー室	40.89	硬質床	除塵を行い、汚れの目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
		便器	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		汚物容器	汚物があれば除去し、タオル等で汚れを拭き取る。
		洗面台、鏡	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		壁	汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。
		排水溝	汚れ及び詰まりを除去する。



平面図

定期清掃要領

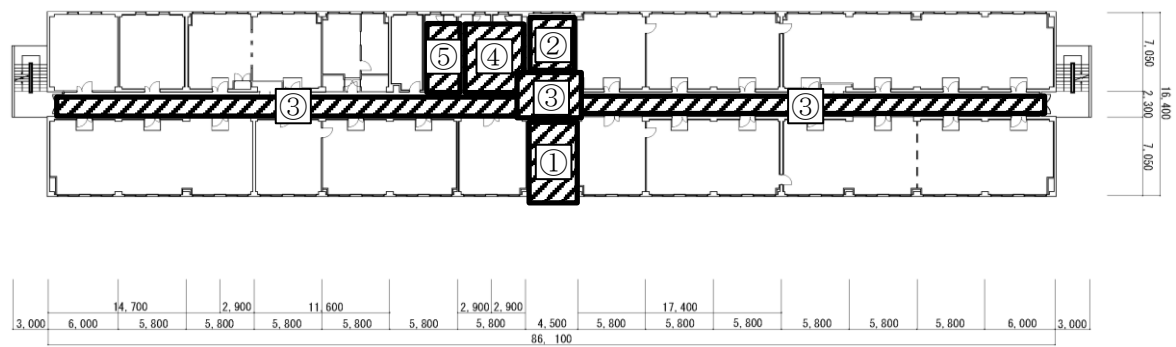
区域	面積 (㎡)	種類	作業内容
①ホール	31.72	弾性床	床面の除塵作業を行い、表面洗淨を実施する。
②中階段	31.72	繊維床	床面の除塵作業を行い、しみ取り剤を用いてしみを除去し、表面洗淨を実施する。
③廊下	64.08	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗淨を実施する。 また、年1回剥離洗淨を実施する。
	128.25	繊維床	床面の除塵作業を行い、しみ取り剤を用いてしみを除去し、表面洗淨を実施する。
④洗面所及び湯沸室	20.45	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗淨を実施する。 また、年1回剥離洗淨を実施する。
⑤便所	40.89	硬質床	床面の除塵作業を行い、表面洗淨を実施する。



平面図

日常清掃要領

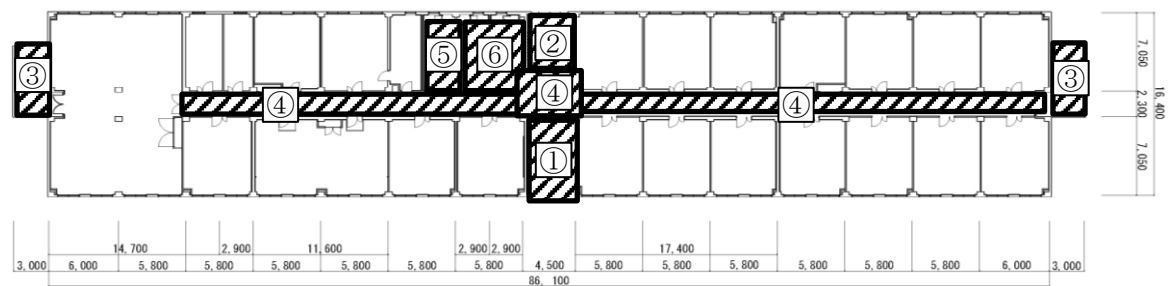
区域	面積 (㎡)	種類	作業内容
①ホール	31.72	繊維床	掃除機又はローラー式カーペットクリーナーで清掃する。
②中階段	31.72	繊維床	掃除機又はローラー式カーペットクリーナーで清掃する。
		手すり	水拭きした後、乾いたタオルで乾拭きをする。
③外階段	43.96	硬質床	除塵を行い、汚れが目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
④廊下	192.05	繊維床	掃除機又はローラー式カーペットクリーナーで清掃する。
⑤洗面所及び湯沸室	20.45	弾性床	除塵を行い、汚れが目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
		流し台	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		排水溝	汚れ及び詰まりを除去する。
⑥便所、シャワー室	40.89	硬質床	除塵を行い、汚れが目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
		便器	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		汚物容器	汚物があれば除去し、タオル等で汚れを拭き取る。
		洗面台、鏡	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		壁	汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。
		排水溝	汚れ及び詰まりを除去する。



平面図

定期清掃要領

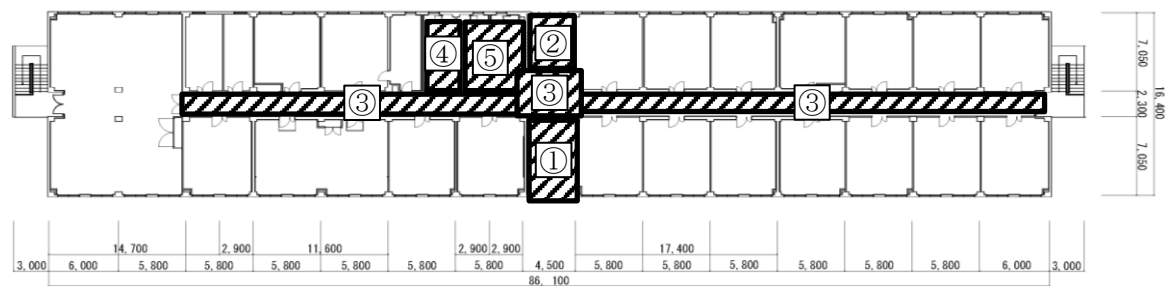
区域	面積 (㎡)	種類	作業内容
①ホール	31.72	繊維床	床面の除塵作業を行い、しみ取り剤を用いてしみを除去し、表面洗浄を実施する。
②中階段	31.72	繊維床	床面の除塵作業を行い、しみ取り剤を用いてしみを除去し、表面洗浄を実施する。
③廊下	192.05	繊維床	床面の除塵作業を行い、しみ取り剤を用いてしみを除去し、表面洗浄を実施する。
④洗面所及び湯沸室	20.45	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗浄を実施する。 また、年1回剥離洗浄を実施する。
⑤便所、シャワー室	40.89	硬質床	床面の除塵作業を行い、表面洗浄を実施する。



平面図

日常清掃要領

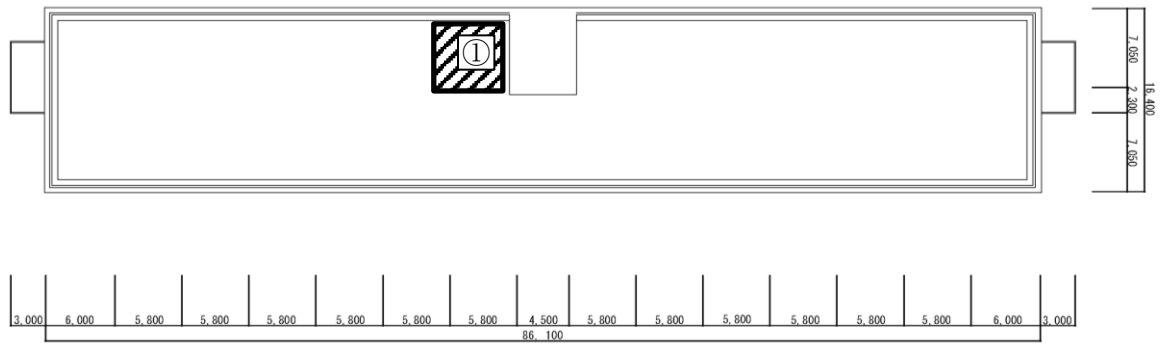
区域	面積 (㎡)	種類	作業内容
①ホール	31.72	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
②中階段	22.30	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
		手すり	水拭きした後、乾いたタオルで乾拭きをする。
③外階段	43.96	硬質床	除塵を行い、汚れの目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
④廊下	164.45	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
⑤洗面所及び湯沸室	20.45	弾性床	除塵を行い、汚れの目立つ部分（靴墨等）をモップ等で吹き上げる。
		流し台	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		排水溝	汚れ及び詰まりを除去する。
⑥便所、シャワー室	20.44	硬質床	除塵を行い、汚れの目立つ部分をモップ等で吹き上げる。
		便器	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		汚物容器	汚物があれば除去し、タオル等で汚れを拭き取る。
		洗面台、鏡	適正洗剤を用いてスポンジたわし等で洗浄し、水を拭き取る。
		壁	汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。
		排水溝	汚れ及び詰まりを除去する。



平面図

定期清掃要領

区域	面積 (m ²)	種類	作業内容
①ホール	31.72	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗浄を実施する。 また、年1回剥離洗浄を実施する。
②中階段	22.30	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗浄を実施する。 また、年1回剥離洗浄を実施する。
③廊下	164.45	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗浄を実施する。 また、年1回剥離洗浄を実施する。
④洗面所及び湯沸室	20.45	弾性床	床面の除塵を行い、表面洗浄を実施する。 また、年1回剥離洗浄を実施する。
⑤便所	20.44	硬質床	床面の除塵作業を行い、表面洗浄を実施する。



平面図

日常清掃要領

区域	面積 (㎡)	種類	作業内容
①喫煙所清掃	15.00	硬質床	除塵を行い、塵埃を所定の場所に搬出する。
		灰皿	吸い殻を収集し、灰皿をタオルで拭く。